

(公印省略)  
伊監第118号  
令和4年11月18日  
(2022年)

様

伊丹市監査委員 堀口 明伸

伊丹市監査委員 山藺 有理

### 監査結果報告に対する措置通知報告について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告に対し、同条第14項の規定により講じた措置の通知がありましたので、次のとおり報告します。

#### 記

1 監査の種別

定期監査

(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項による監査)

2 監査の対象部局

教育委員会事務局 こども未来部	幼児教育保育室	幼児教育推進課
--------------------	---------	---------

3 措置を講じた部局

教育委員会事務局 こども未来部	幼児教育保育室	幼児教育推進課
--------------------	---------	---------

4 監査の期間

令和4年(2022年)8月23日～令和4年(2022年)10月24日

5 監査結果提出日

令和4年(2022年)11月8日

6 措置の内容

別紙令和4年(2022年)11月10日付け伊教委こ幼幼第667号の通知文書のとおりです。

( 公 印 省 略 )  
伊教委こ幼幼第 667 号  
令和 4 年 11 月 10 日  
(2022 年)

伊丹市監査委員 堀口 明伸 様

伊丹市監査委員 山藺 有理 様

教育長 木下 誠

### 監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第 14 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 監査の対象部局

令和 3(2021)年度に定期監査を実施した以下の部局の事務の改善状況

こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課

#### 2 措置を講じた部局

こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課

#### 3 監査の種別

定期監査 (フォローアップ)

(地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項による監査)

#### 4 監査の期間

令和 4 年(2022 年)8 月 23 日～令和 4 年(2022 年)10 月 24 日

#### 5 措置の内容

別紙のとおり

## 監査結果に対する措置について

こども未来部 幼児教育保育室 幼児教育推進課

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>1 支出事務について</p> <p>(1) 保育所等の会計年度任用職員の報酬支給について</p> <p>保育所等の会計年度任用職員の報酬支給事務については、令和3年度の定期監査において、報酬の支給誤りが複数見受けられたため、保育所等の管理並びに運営の支援及び助言をする立場である幼児教育推進課に対し、ミスを防ぐための体制を構築するよう口頭で指導しました。また、令和4年度の定期監査において、再度調査する旨を予告しました。</p> <p>今回、保育所等から1園を抽出し、令和4年6月分の報酬支給事務について調査したところ、精算の必要なものが7件あり、支給誤り件数は減少していませんでした。これらは、主に勤務時間の単純な集計ミスによるものでした。</p> <p>当該園について、令和4年度の支給誤りがどうか全件点検し、必要に応じて精算を行うよう指導を行ってください。また、支給誤りをなくす対策を支援し、適正に報酬が支給される体制を早急に構築してください。</p>	<p>当該園については、令和4年度の支給誤りがどうか全件点検をいたします。</p> <p>また、会計年度任用職員自身が勤務日数や有給休暇、月末集計について誤りがどうか、自身で出勤簿の確認を行うよう指導するとともに、管理職とのダブルチェックを行うようにいたします。</p> <p>併せて、単純な集計ミスをなくすために、当面の間は幼児教育センターアドバイザーがサポートし、所長・副所長のダブルチェック体制、エクセル表の活用等を用い、適正に報酬が支給される体制を構築いたします。</p>